

令和5年度地域活動支援基金活用事業
環境と健康のコミュニティ活動助成事業実施要領
(2次募集)

1. 主 旨

公衆衛生推進協議会が展開するコミュニティ活動への助成を通じて、健康づくりと住み良い環境づくりを促進し、公衛協の活性化を図るとともに、地域社会の発展に貢献する。

2. 対 象

市町公衛協及び支部・地区・学区公衛協（ただし、事務局機能を有していること）

* 他団体との協働実施は可能、申請団体は公衛協です。

3. 助成額

上限 10 万円

4. 助成対象事業

公衛協事業を活性化する環境づくり・健康づくりに係る活動費の一部を助成します。

- ・新規事業（新しく取り組む）を優先的に採択します。
- ・継続事業（初めて助成を申請した事業ではなく、公衛協が継続して取り組んでいる事業）は、地域の課題解決に向けた工夫や改善がみられる事業が対象となります。

区分	テーマ	例
環境づくり	花いっぱい運動	住民が主体となって、季節の花の花壇づくりやプランターの設置などの活動 SDG s の目標   
	ごみ減量運動	不法投棄ごみ・海洋プラスチックごみ対策、企業受入型一斉清掃、GSHIP※に関する活動、リサイクルを促進するため、雑紙・牛乳パック・ペットボトル分別回収、生ごみの堆肥化など、ごみの減量に繋がる活動 SDG s の目標      
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの
健康づくり	運動教室	住民が日常的に運動する習慣に繋がる活動。フィットネス・ウォーキング・体操・ストレッチ等 SDG s の目標   
	健康学習会	フレイル予防、食育・食改善、口腔保健、がん検診受診勧奨など健康づくりに繋がる学習会 SDG s の目標   
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの

※ GSHIP（ジーシップ）については、別紙「お知らせ」をご覧ください。

区分	テーマ	例
脱温暖化	学習会	市町・地区・支部で、脱温暖化に関する住民向けの学習会 SDG s の目標     
	啓発活動	家電の買い替え活動、クールシェア・ウォームシェアの促進、冷蔵庫調査などの活動 SDG s の目標       
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの
防災・減災	共助井戸調査等	災害時に地域で活用できる井戸の調査・井戸水質検査・登録の仕組みづくり、避難時の危険個所の調査マップづくりなどの活動 SDG s の目標     
	防災・減災学習会	災害が発生したときはどのように行動するか、備えなどの学習会、防災さんぽなど SDG s の目標   
	感染症対策	外部から有識者を呼んで行う地域学習会、有識者へ記事の寄稿を依頼して公衛協たよりなどの広報へ掲載して周知を図る、避難所や家庭で感染者やクラスターなどが発生したことを想定した消毒訓練など SDG s の目標   
	その他	上記以外の公衛協活動に資するもの

* 12月に開催する専門研修「企画づくりコース」をご活用ください。

* 令和4年度実施要領から変更した部分は赤字です。

5. 助成対象経費

諸謝金・・・講師謝金 旅費交通費・・・講師旅費
 消耗品費・・・文具・資材など 印刷製本費・・・チラシ・冊子などの印刷製本費
 賃借料・・・会場使用料など 通信運搬費・・・郵便代など
 雑役務費・・・保険代など その他諸経費・・・基金運用委員会で必要と認めたもの

※飲食に関する経費、推進委員等スタッフに対する賃金・謝金、委託料（他団体への事業委託料）は対象外とします。ただし、熱中症対策等に伴う参加者の飲料代に限り、1人あたり200円以内且つ総助成額の1割以内で認めます。

※講師謝金については、ガイドラインを参考にしてください。

6. 活動の実施期間

令和5年4月1日（土）から令和5年12月31日（日）までとします。

7. 申請方法

様式①により、**令和5年5月12日（金）必着**で、環保協地域活動支援センターへ提出してください。

8. 審査の方法

(1) 審査方針

- ①新規申請の公衛協を優先的に採択します。
- ②同じ事業の改善等で申請した事業は、3年を限度とします。また、変更や工夫がないもの、継続して採択されているものについては、審査対象となりません。
- ③審査のポイントに該当しない場合は、定めた採択数に関わらず不採択とします。

(2) 審査のポイント

- 事業の目的や目標が明確である
- 公衛協の知名度向上につながる
- 事業計画に無理がなく、事業が目標達成に向けて具体的・現実的な内容となっている
- 公衛協の事業として実施し、地域住民・事業者や学校と連携して行っている
- 公衛協が実施、協働する環境・健康のコミュニティづくりのきっかけまたは活性化につながる活動である
- 従来にはない視点や手法を活用したり、魅力や優位性を創出・発信したりしている
- 次年度以降の展開が考えられている
- 経費の使途は妥当である
- この事業に係る自主財源がある
- これまで、『環境と健康のコミュニティ活動助成事業』から同様の事業の助成を受けていない

9. 助成金の決定・交付

6月に開催予定の基金運用委員会で審査した後、結果を文書にて通知します。

採択された公衛協は、同封の「助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、環保協地域活動支援センターに提出してください。申請書受領後、30日程度で指定の口座に振り込みます。

10. 事業の流れ

- 申請書（様式①）提出 **令和5年5月12日（金）必着**
- ↓
- 事業の審査（広島県環境保健協会 基金運用委員会） 6月10日前後
- ↓
- 審査結果の送付（環保協から公衛協へ） 6月中旬
- ↓
- 助成金交付申請書（様式②）の送付（採択された公衛協から環保協へ）
- ↓
- 助成金交付 申請書受領後、30日程度で指定口座に入金
- ↓
- 事業の実施（採択された公衛協）活動期限 **令和5年12月31日（日）まで**
- ↓
- 中間報告書（様式③）の提出 **令和5年8月31日（木）必着**
- ↓
- 活動報告書（様式④）の提出 **令和6年1月31日（水）必着**

11.活動報告

- 事業の実施状況について、様式③に定める「中間報告書（進捗状況・当初変更点・活動実績）」を作成の上、**令和5年8月31日（木）必着**で環保協地域活動支援センターへ提出してください。
- 事業実施後は、様式④に定める「活動報告書（活動実績・経費精算書・活動写真）」を作成の上、**令和6年1月31日（水）必着**で環保協地域活動支援センターへ提出してください。
 - ※経費精算書の根拠となる貴公衛協宛の領収書の写しを添付してください。
 - ※活動報告書の様式は、採択された事務局宛に別途送付します。

12.その他

- 申請書の記載にあたっては、「事業の全体像（事業内容）」と「助成を希望する部分」を明確にしてください。特に、継続事業は「工夫したこと」「要件に合致するよう修正した箇所（課題改善）」を具体的に記載してください。
- 交付後に活動主旨や内容、経費の用途を大きく変更する場合は、速やかに環保協地域活動支援センターへ連絡してください。
- 活動の様子を写した写真は、報告書とあわせて画像データを提出してください。写真は、「地域活動支援基金活用事業活動報告書」に掲載するため、極端に画質が悪い場合は、再度、元データの提供をお願いする場合があります。
- 実践事例を他の地域に広めるため、当会が主催する研修会等で、実施された事業の事例発表をお願いすることがあります。その場合は、何卒ご協力をお願いいたします。
- 助成金を利用して作成した広報物、グッズ等には「**一般財団法人広島県環境保健協会 2023 年度環境と健康のコミュニティ活動助成事業による製作物である**」ことを記載（グッズの形状、面積的な制約で困難な場合は除く）してください。
- 助成の申請を行う場合、12月に開催する専門研修「企画づくりコース」をご活用いただき、新規事業の企画、継続事業の見直しなどご検討ください。

13.謝金について

- 次ページのガイドラインをご覧ください。

環境と健康のコミュニティ活動助成事業の謝金ガイドライン

謝金の単価は、他に定めのある場合を除き、「謝金単価表」の単価を目安とし、社会通念上妥当な金額の範囲内において、予算及び業務内容を勘案して決定するものとします。

また、講演・実習時間だけでなく、準備や下見、資料作成時間なども考慮します。

「環境と健康のコミュニティ活動助成金・謝金単価表」

ランク	時間単価	備考
A：学識経験者	7,000 円/h	大学教授、医師・弁護士など士業職の専門家
B：技術やスキルを持つ専門家	5,000 円/h	法人の代表者、国・県の職員、准教授、有資格者など
C：その他	3,500 円/h	市民ボランティア講師、活動経験のある方など

例： 市民ボランティア講師（Cランク）が、公衛協事業で、1hの講演を実施。

拘束時間： 移動1h+講演1h+準備1h=3h

謝金： 3h×C（3,500円）=10,500円

○参考にした謝金規程

国	各省庁申し合わせ「謝金支払い基準」		
	大学教授	大学准教授	助手以下
	7,900	4,600	3,600
広島県	広島県教育委員会 こども夢基金		
	大学教授	准教授	その他
	5,000	4,000	2,500
県内の市町 の例	生涯学習（公民館活動など）部門の規程		
	大学教授	法人役員、国・県職員	その他
	7,000	5,000	3,000

※金額は全て「円/時間」

【問い合わせ／提出先】

一般財団法人 広島県環境保健協会 地域活動支援センター 担当：住田

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9-1 TEL：082(293)1512 FAX：082(293)1524

E-mail： chiiki-c@kanhokyo.com